阪神高齢者・障害者支援ネットワーク　ニューズレター第15号
（略称　支援ネットワーク）
発行　1996年4月30日
発行人
中島久矩　中辻直行　梁勝則
編　集　秦なつみ

ひろば

事務局　〒653
神戸市長田区北町3-3
TEL 078-531-8394
FAX 078-575-8188

5月11日（土）
ボランティアフォーラム開催のお知らせ

総合テーマ

新しい風　～ボランティアと呼ばれた人々からのメッセージ～

阪神・淡路大震災は、未曾有の被害をもたらしました。震災から一年以上が経過した今でもボランティアはさまざまな活動を実施しています。

「ボランティア」と呼ばれた人々は、そのほとんどが若葉マークのボランティアであり、さまざまな教訓を残しました。

「ボランティア」と呼ばれる人々は、これまでに『何をみて、何を感じたのか。これから何をするのか。そして、何ができなかったのか。』そんなさまざまな経験と想いを共有することを目指し、ボランティア有志の実行委員会によって、今回のフォーラムを開催します。

いっしょにに語りたい人、活動したい人、ボランティアに何か言いたい人、つながりを求める人、そんなあなたのご参加をお待ちしています。そして、私たちといっしょにボランティアの風（メッセージ）と息吹（ムーブメント）を全国へ送りましょう。

開催日時	1996年　5月11日（土）　午前10時～午後8時
開催場所	神戸市立　鷹取中学校　神戸市須磨区青葉台3-1-1 （JR鷹取駅下車西へ徒歩5分　　山陽電車東須磨駅下車南へ徒歩10分）
主催	ボランティアフォーラム実行委員会
後援	兵庫県社会福祉協議会・神戸市社会福祉協議会 神戸新聞厚生文化事業団・朝日新聞大阪厚生文化事業団
参加者	ボランティア活動に興味と関心のある方
参加費	無料
参加申込	参加を希望される方は、5月9日（木）までに、電話または電子メールで事前にお申し込み下さい。但し、直前にこのフォーラムを知られた方は直接会場へお越しいただいて結構です。

申込・問い合わせ先

ボランティアフォーラム連絡事務局　兵庫県社会福祉協議会ボランティアセンター内
TEL　078-242-4637　　FAX　078-242-4153
電子メール　NIFTY-Serve ID：SHB01117

ボランティアフォーラム　プログラム

10：00　開会

＜第１部＞「語り合い」のとき

［参加方法］第１部は、参加者自らが創る「語り合い」のときです。当日会場では、自主的に参加を希望するグループが、各教室でさまざまなテーマで「話し合い」「ﾌﾘｰﾄｰｷﾝｸﾞ」「討論会」「写真展示」「ビデオ上映」など多彩な催しものを行います。会場入口の案内掲示板やガイドブックを見て、希望する教室に行って下さい。

12：00　昼食・懇談・レクリェーション

13：00　全体報告会（第１部の報告）

13：50　休憩・準備

14：00　＜第２部＞「学びあい」のとき

［運営方法］ホールミーティング（Whole Meeting）

コーディネーターとコーディネートサポーターが、直接フロアとのディスカッションを行う全体討議です。具体的には、第１部での発表を受けて「〝ボランティア〟と呼ばれた人々」とは、これまでに『何を見て、何を感じたのか。これから何をしようとしているのか。そして、何ができなかったのか。』を中心にディスカッションします。

コーディネーター　上野谷　加代子（桃山学院大学教授）

コーディネーター・サポーター（ボランティアグループから２名程度）

17：30　第１・２部閉会

休憩

18：00　＜第３部＞「ふれあい」のとき

ｵｰﾌﾟﾆﾝｸﾞ『ボランティア・メッセージ』発表

第１部・第２部で共通認識を得たポイントを「ボランティア・メッセージ」として全国に向けて発信します。

18：30　「ふれあい」タイム

グラウンドに特設会場を設営し、手づくりの企画・交流イベントを行います。自由に歌い、食べ、飲み、語れる場です。参加者どうしの親睦と交流を深め合いましょう。

20：00

終了



'95３月　鎮魂と再生のセレモニー



'96１月　ボランティア宿泊所にて

パネルディスカッション

医療ボランティアの検証と展望

～私たちのしたかったこと、できたこと、できなかったこと～

鷹取中学校はピーク時には被災者2千名を越える大規模避難所でしたが、教職員、ボランティアが一致団結して調和のある救援活動を展開し、モデル的避難所として称えられた学校です。その場所でボランティアフォーラムが行われることになりました。

フォーラムの目的はボランティア元年と呼ばれた1995年冬から1996年春までの、私たちの足跡をたどる事です。あの時何を思ってどう行動したのか、そしてその結果はどうだったのか。ボランティア元年に起こった出来事の反省も含めた全体像の把握と元年の底流を支える理念は、恐らく2年、3年と・・・と連綿と続き、日常の弱者救援や大規模災害時の緊急救援活動につながっていくでしょう。

このセッションでは、私たちのしたかったこと、できたこと、できなかったことを医療者の立場から検証を試みます。皆様のご参加と活発なディスカッションを期待しています。

日時　5月11日（土）　午前10時～12時

司会：梁　勝則

パネリスト予定者と仮題

1、神戸協同病院　院長　上田耕蔵
「大規模災害における地元医療機関の役割」

2、JOCS
「国際協力から国内緊急支援へ、JOCSの緊急救援活動」

3、国境なき医師団
「阪神大震災の医療救援活動における国境なき医師団の活動」

4、阪神高齢者・障害者支援ネットワーク　世話人　看護婦　黒田祐子
「看護婦は大震災で何ができたか」



'95 2月　サルビアホームの光景

問合せ先

阪神高齢者・障害者支援ネットワーク事務局
（担当：島本）
TEL　078-575-8394
FAX　078-575-8188

被災地の動き

（神戸新聞より要約）

【仮設住宅の行方】

空き仮設住宅

被災地には約4万8千戸の仮設住宅が建設されている。内、空き仮設は5,800戸（4/1現在）ほど。親類・知人宅に避難していた被災者らが新たに入居を希望しているほか、仮設から仮設への移動を希望しているが、行政側は「仮設集約などに備え、空けたままにしておきたい」としているケースが目立つ。

神戸市生活再建本部は「特殊所・旧避難所の被災者の斡旋や、多人数世帯にもう一戸といった対応をしている。市街の仮設住宅に暮らす被災者の移転用にも確保する必要がある」と説明。こうしたケース以外の斡旋は3月で打ち切られた。

原則2年とされる仮設の期限や解消について、県や神戸市はまだ方針を明らかにしておらず、被災者の不安は高まっている。

【住民の不安】

ポートアイランド第6仮設住宅自治会が住民へのアンケート調査を行った。比較的若い住民が多い仮設で、50才代が35%、40才代、60才代が2割ずつ。ひとり暮らしが全体の65%、男性が66%を占めている。

回収した結果、9割が経済的に苦しく、6割が「今後の生活のめどなし。」という厳しい生活実態が浮かび上がった。また50才代で3割以上が「通院中」と体調への影響も深刻で、「いつ生活が破綻するかわからない世帯が多い」と語る。

【被災者の声】

被災者への支援を国に訴えようと、仮設住宅の自治会など被災者団体でつくる「阪神生活再建の会」が、50,252通の罹災証明を添えた被災者の意見書を持って東京へ向かった。震災2年目に入っても生活再建のめどさえつかない被災者の思いを伝えるのがねらい。具体的には全開世帯に500万円、半壊世帯に250万円の生活再建援助金の支給を求めている。

～意見書から～

「死にそうです。仕事もありません。このまま国民がしんでいってもいいのですか」

「70歳になり、銀行もお金を貸してくれない。当座の食事にも困っている。なにとぞお助け下さい。」

「議員立法で震災救助法の提案を県出身の議員が結束してできないのか。地元民は君たちを見つめている。」

「政府は税金を吸い取るだけで、国民がどんな思いで生きているかわかりますか。」

「来年こそは桜を美しいと思える心が戻りますように。」

神戸に暮らす人々

「街」にはいろんな人が住んでいる。街を構成するのはこのいろんな人、一人一人だ。神戸にも、もちろんいろんな人達がいろんなスタイルで暮らしている。多くの外国人も震災以前から神戸で生活をしていた。

例えば長田には震災以前に約400名のベトナム人が暮らしていた。彼らの大半は地場産業である「ケミカル」の工場で働き、生計をたて、そして被災した。長田区内のカトリック鷹取教会は、教会に集まってきた地域の人達の救援活動に取り組む中で、自然にベトナム人の支援を始めるようになった。神田神父に「なぜ支援を始めたのか」と聞くと、淡々とした口調で、「居たからです。彼らがそこに居たから。」と答えた。

4月21日に、第7回長田マダンが行われた。マダンは「広場」を意味する。神戸に暮らす在日韓国・朝鮮の人たちが、分裂した祖国の壁を越えて集い、またほとんど祖国を知らずに育った、在日韓国・朝鮮の若い世代にも古くからの遊びや文化を伝え、民族としての自覚を持ってもらおうとして始まったものである。民族衣装のチョゴリを身にまとった人たちが、「長鼓（チャンゴ）」などを打ち鳴らし、踊りだす。今年は約3千人が集い、会場は熱気に満ち溢れた。

神戸市内に暮らす在日韓国・朝鮮人は、およそ2万8千人。マダンは朝鮮・韓国の文化を日本人に教えてくれる。そして同時マダンに触れた私たちは、ふと「彼らがいること」を意識し、日本と朝鮮の歴史を考えたりすることもできる。

震災以後、情報を主とした外国人支援を行う「多文化共生センター」の田村さんは、『いろんな人がいろんな文化を持って暮らすのは楽しいんだ、というメッセージを送りたい』と語る。神田さんも、『外国人と暮らすことで私たちは得をする。彼らを知ることで、私たちは豊かになる』と教えてくれた。　（秦なつみ）

年	総数	韓国・朝鮮	中国	アメリカ	インド
1984	39,075	27,533	7,313	843	925
1994	44,205	28,045	9,415	1,310	965
1984~1994 増加数	5,130	512	2,102	467	40
増加率（%）	13.2	1.9	28.8	55.4	4.4

年	ベトナム	ブラジル	イギリス	フィリピン	ドイツ	ペルー	その他
1984	133	31	448	143	222	8	1,476
1994	732	527	486	387	233	189	1,916
増加数	599	496	38	244	11	181	440
増加率	550.4	1700.1	8.5	270.7	5.0	2362.6	29.9

国籍別外国人登録者数

参考文献　　『阪神大震災と外国人』　外国人地震情報センター編　明石書店

「阪神高齢者障害者支援ネットワーク」会則

1996.3.20

(名称および事務所)

[1] 本会は阪神高齢者障害者支援ネットワーク（以下、「会」といいます）とし、その事務所は、神戸市内におきます。

(目的と事業)

[2] 本会は阪神・淡路大震災によって被災に陥っている人々の救援活動を目的に、次の事業を行います。

(1) 仮設住宅に住む被災者への様々な支援活動

(2) 仮設住宅以外に住む被災者への様々な支援活動

(3) ニュースレター、リーフレット等の出版広報活動

(4) 前各号のほか、本会の目的達成に必要な事業

(個人会員)

[3] 会の目的に賛同した人は、会に入会申込書を提出して、世話人会の承認後、個人会員になることができます。

(団体会員)

[4] 会の目的に賛同した団体は、会に入会申込書を提出して、世話人会の承認後、団体会員になることができます。

(賛助会員)

[5] 会の目的に賛同する個人または団体は、会の運営を支援する目的で、議決権を持たない賛助会員となることができます。

(会員の特典)

[6] 会員は、機関誌の無償配付を受けます。正会員は総会において一票の議決権を持ちます。

(会費)

[7] 会員は、総会で決められた年会費を支払います。

個人会員	正会員	一口 5000円
	準会員	一口 3000円
団体会員	正会員	一口 10000円
	賛助会員	一口 10000円

(退会)

[8] (1) 会員が退会しようとするときは、会あてに書面で通知するものとします。

(2) 会員に次のいずれかの事情が生じたときは、退会したものとみなします。

- 会費を２年分未払のまま新年度を迎えたとき
- 個人会員が死亡したとき
- 団体会員が解散したとき

(3) 会員が会の名誉を傷つけたり、会の目的に反する行動をとったとき、会は、世話人会の議決によって、その会員を除名することができます。

(役員の種類)

[10] 会には、つぎの役員をおきます。

顧問 若干名　代表 1名　副代表 若干名

世話人 若干名　会計監査 2名

(役員の選出)

[11] (1) 世話人と監事は、総会で、個人会員の中から選出します。

(2) 代表、副代表、世話人は、世話人会のなかで互選します。

(役員の職務)

[12] (1) 代表は、会を代表し、会務を統括します。

(2) 副代表は、代表を補佐します。また、代表が職務にあたれないとき、その職務を代行します。

(3) 世話人は、世話人会を構成して、会運営について協議し、議決します。

(4) 監事は、会計を監査します。

(役員の任期)

[13] (1) 役員の任期は2年とし、再任することができます。

(2) 役員は任期満了後、後継者が就任するまでひきつづきその職務を行ないます。

(3) 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とします。

(総会)

[14] (1) 総会は、毎年1回以上、代表が招集して開きます。

(2) 代表は、個人会員の5分の1以上から議題を明らかにして開催の請求があるときは、総会を招集しなければなりません。

(3) 総会は、個人正会員をもって構成し、この会則で総会の議決事項とされているもののほか、会の基本的な事項について、審議し議決します。

(4) 総会での議決は出席した会員の過半数の賛成によって行います。賛否が同数のときは、議長の決定によります。

(世話人会)

[15] (1) 世話人会は、代表が招集して、随時開きます。

(2) 世話人会は、この会則で世話人会の議決事項とされているもののほか、会運営に必要な事項について協議し、議決します。

(3) 世話人会での議決権は、代表、副代表、世話人がもちます。

(4) 世話人会での議決は、出席した代表、副代表、世話人の過半数の賛成によって行います。賛否が同数のときは、議長の決定によります。

(部会 委員会)

[16] 本会は必要に応じて部会または委員会をおくことができます。部会長及び委員長は、世話人の中から選任されます。

(経費にあてる収入)

[17] 会の経費は、会費、寄付金、事業・その他による収入から支出します。

(資産の管理)

[18] 会の資産の管理は、代表が行います。

(予算と決算)

[19] (1) 会の予算の議決と決算の承認は、総会で行います。

(2) 監事は、決算の承認が審議される総会で、監査の結果を報告します。

(会計年度)

[20] 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとします。

(会則の改正)

[21] この会則は、総会で出席した会員の3分の2以上の賛成で議決すれば変更することができます。

(付則)

1. この会則が施行された時に在任中の世話人は、この会則に基づいて選出された世話人とみなします。 但し、その任期は、1997年年3月31日までとします。

2. この会則は、1996年　　月　　日から施行します。

補足：役員予定表

(役員の種類)

[10] 会には、つぎの役員をおきます。

顧問	中島久矩
代表	中辻直行
副代表	梁勝則、黒田裕子
世話人	秦洋一、秦靖枝、北島裕子、馬袋秀男、内坂徹、内坂由美子
会計監査	未定

会費についてのご案内

支援ネットは会員制になります。今回掲載した会則に基づき、ひろばは18号より会員の方への送付に切り替わります。会員をご希望される方は、お手数ですが下記郵便口座まで会費の振り込みをお願いします。尚、会費の有効期限は平成9年3月末日までとさせて頂きますのでご検討のほどよろしくお願いします。

郵便振替口座

口座番号　01130-9-88833

名義　阪神高齢者障害者支援ネットワーク

会費

個人会員：　正会員　一口　5000円　　準会員　一口　3000円

団体会員：　正会員　一口 10000円　　賛助会員　一口 10000円

球根がきれいな花を咲かせました

「春に咲く花の球根を送って下さい」とひろばで呼びかけたところ、たくさんの方に球根を送って頂きました。住民の方やボランティアで育てた花々が、閑散とした仮設住宅を色鮮やかに染めています。住民の方はもちろん、少々疲れ気味のボランティアも、花をみて心がなごみ、この光景を楽しんでいます。ご協力頂いた方々にこの場を借りて御礼申し上げます。



義援金ありがとうございました

敬称略　順不同　平成8年　4月15日現在

須藤恵子　三戸庸子　フォルクルチャリティーカップ　川本静子　大倉正臣　安田登志美　株式会社フェリシモ　中崎恒、桂子、富美枝　塩野美登里　能美昌枝　市民フロア会　ラウンジ・ピーター　丸広百貨店　安芸幸　斉藤美也子　鈴木ピイコ　河合加代子　朴春告　高石好志　梶尾則美　長谷川俊英　キョウトミブボウジョウユウビンキョクチョウ　震災活動記録室　山下浩介　石渡元子　黒田静子　西神第3仮設住宅自治会・木村裕三　紋代丸株式会社　江川道　上田八重子　安芸幸

振り込み口座は

郵便預金　14390　49537411

名義　神戸長田高齢者障害者支援ネットワーク　会計　近藤純江

（ｺｳﾍﾞﾅｶﾞﾀｺｳﾚｲｼｬｼｮｳｶﾞｲｼｬｼｴﾝﾈｯﾄﾜｰｸ）